

監理技術者の専任義務緩和措置について

建設業法の改正(令和2年10月1日施行)に伴い、法第26条第3項のただし書の規定を適用した監理技術者(以下、「特例監理技術者」という)について、監理技術者の行うべき職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という)を設置することにより、2件の工事の兼務が可能となり、本市の運用については次のとおりとします。

1 特例監理技術者の配置が可能となる工事

本市発注の工事で、総合評価方式を除く1億円未満の工事とします。ただし、特例監理技術者の配置ができない工事については、入札案件概要書の備考欄に記載します。

2 監理技術者補佐になり得る者の条件

次をすべて満たす者を当該施工現場に専任で配置することとします。

- (1) 主任技術者の資格を有し、かつ、一級の技術検定の第一次検定に合格した者(一級施工管理技士補)又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (2) 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。また、監理技術者補佐が受注者と公告の日又は指名の日において3カ月以上の雇用関係があること。

3 特例監理技術者を配置する場合の留意事項

- (1) 監理技術者が兼務する場合の体制について、次の全てを満たしていることを条件とします。
 - ア 兼務するそれぞれの工事において、監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - イ 特例監理技術者は施工における主要な施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - ウ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
 - エ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (2) 特例監理技術者は、現場代理人との兼務は不可です。
監理技術者補佐は、配置される工事における現場代理人との兼務は可能です。

4 兼務を希望する場合の提出書類について

(1) 入札書の提出時

かながわ電子入札システムにおいて、入札書に「配置予定現場代理人・特例監理技術者・監理技術者補佐届」(様式の掲載場所は下記(3)を参照)を添付してください。(複数の配置予定を希望する場合は当該届出を複数提出することも可能で

す。)この様式のエクセルシートを、入札時添付資料のシート末尾にコピーして貼り付け、必要事項を入力し、電子入札システム内において提出してください。なお、「配置予定現場代理人・特例監理技術者・監理技術者補佐届」以外に「現場代理人・主任技術者届」も併せて提出して頂くこともできます。

特例監理技術者が兼務する予定の工事2件のうち、一方の工事のみ落札候補となるなど、特例監理技術者としての配置ができない場合は、特例監理技術者として配置される予定だった者は、監理技術者として取り扱うこととします。

(2) 契約締結時

「現場代理人届・特例監理技術者届・監理技術者補佐届」を提出してください。

特例監理技術者が兼務するもう一方の工事についても、「現場代理人届・特例監理技術者届・監理技術者補佐届」を改めて作成し、契約時に提出してください。また、「特例監理技術者配置届」(様式の掲載場所は下記(3)を参照)についても、併せて提出してください。

(3) 様式の掲載場所

「現場代理人届・特例監理技術者届・監理技術者補佐届」等の様式は、相模原市ホームページ「申請書ダウンロード(電子サービス)」 「契約」 「工事請負契約書等様式集」に掲載しています。